進路だより

発行：進路指導部
No.4　令和7年7月16日☆彡

○保護者向け進路講演会を実施しました！

6月27日（金）行政書士の山口翔多様（特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークス）をお招きし、「親亡きあとを考える　ライフステージに応じて取り組むべきこと」をテーマに進路講演会を実施いたしました。当日は約50名の保護者の皆様にお集まりいただきました。講演会では、成年後見制度を中心に、モデルケースを交えながらお話しいただきました。参加された皆様からは、「将来を考えるとても貴重な機会だった。」「具体的な内容でイメージしやすかった」「もう一度聞きたい」等、沢山の感想をお寄せいただきました。アンケートへ記載して頂いた質問に対する回答を以下へ掲載いたします。

Q1：任意後見人は、父親→母親→きょうだいなど、その時の状況で変更は可能でしょうか？
A：可能です。ただし、変更となるとその都度契約をすることになります。そのため、はじめから複数人（父親・母親・きょうだい）と本人で契約しておくほうがよいと思います。はじめから家族それぞれに代理権を与えておけば、家族の事情にあわせて柔軟に対応できます。

Q2：任意後見について、親につける場合、夫婦まとめての契約ではなく、一人ひとり契約が必要ですか？
A：必要です。ただし、契約をしたら必ず事務をやってもらわなければならないわけではありません。そのため、ご夫婦それぞれが契約をしておき、いざ支援が必要となったとき、配偶者が支援できるのであれば、配偶者で行うことも可能です。任意後見は、「もし家族でできなくなったときのために権限を与えておく」ような活用が可能です。

Q3：子どもに後見人をつけた後、後見人の方が先に亡くなった場合は、どのようになるのか？
A：法定後見の場合は、家庭裁判所が新たな後見人を選任することになります。任意後見の場合は、契約が終了し、必要に応じて新たに別の後見人と契約をしたり、状況によっては法定後見を利用することになります。いずれにしても、後任への引継ぎや本人との関係構築などが難しい（お互いに全く知らない状態で後見が開始する）場合が多いです。そのため、後見人を選ぶ際、長期的に支援できるかがポイントとなります。本人より著しく年配の方は避ける、法人後見を利用するなどが対処法となります。

Q4：後見人を利用する際、揃えておく物や書類はあるのでしょうか。
A：法定後見の場合、成年後見用の診断書が取れれば問題ないと思います。また、毎月の収支にかかる書類（収入：年金通知書、手当の支払通知書、給与明細書/支出：事業所の利用料請求書、領収書など）も直近３ヶ月分くらいは必要となりますので、日頃から保管・整理しておくことをお勧めします（日常に関する細かいレシートなどは不要です）。その他必要な書類（住民票、戸籍など）は、実際に申立をするときに準備できると思います。

Q5：本人が成人になったら、すぐに法定後見の手続きをしておくべきなのか（親がなる予定）。親が元気なうちはとりあえず良いのか。迷います。
A：本的には不要です。もし、今後必要性が生じ、その際に親が元気であれば、親を候補者として開始の申立するイメージでよいと思います。また、親の後の後見人をどうするかについても目処を立てておく（事務内容を確認・希望を伝えておく）ことをお勧めします。

Q6：今まで後見人絡みでトラブルのあった公の後見人を知ることはできるか？（知ることができる場所は？）
A：第三者が調べることは難しいと思います。ただし、例えば横領などをしていれば、親族の場合は解任、専門職の場合は専門職団体を除名などの処分がされ、活動ができていないと思います。また、トラブルを未然に防ぐために、利用する前のコミュニケーション（事務内容を確認・希望を伝えておく）が大切となります。

○進路豆知識～夏休みにできること～

もうすぐ夏休みが始まります。楽しみにしている児童生徒も多いことでしょう。自宅で過ごす時間が増える夏休みに、取り組んでみて欲しいことを進路的な視点でリストアップしてみました。

現場実習では、実習先から評価をしていただきます。良かった所や課題等をご助言いただきますが、仕事の成果や精度よりも、「日頃の生活や経験値」を確認されることが多いです。短い実習期間では、仕事はうまくできなくて当たり前。生活力や経験値がある生徒は、今後仕事ができるようになり、充実した生活が送れる見込みがあるということです。進路希望先を問わず、共通してよく確認されることを下記へまとめました。ご参考に、取り組んでみてください。テーマは、「　経験を増やそう！生活力を伸ばそう！～2025夏～　」です。

【日常生活編】
□朝は、決まった時間に起床できるか。　□夜は、決まった時間に就寝できるか。　□運動は好きか。
□食事は、バランスよく食べられるか。　□決まっているお手伝い等、家族の中で役割があるか。
□困ったことがあった時、伝えることができるか。 □好きなことや、夢中になれることはあるか。
□一人で時間を過ごすことができる手段があるか（読書、パズル、絵を描く等）。

【経験編】
□公共交通機関を利用したことがあるか（支援者と、保護者と、一人で）。
□不特定多数の人がいる商業施設（ボーリング、映画館、カラオケ、テーマパーク等）へ行ったことがあるか。
□床屋や美容室を利用したことがあるか。 □レジでお金を払い、商品を受け取ったことがあるか。
□慣れない場所で、トイレを利用したことがあるか。 □カップ麺等、簡単な調理をしたことがあるか。
□電話を使ったことがあるか。 □歯医者へ行ったことがあるか。
□自分で選んで、希望が叶ったことがあるか（うどん or そば　どっちが良い？等）

一見、「なぜ？」と思う項目もあるかもしれませんが、これらの項目が、思わぬところで活きていきます。完璧にできる必要はありません。障害の程度や実態に応じて目標設定し、取り組んでみてください。

○進路関係の予定（8・9月）

・卒業生アフターケア期間　～8月25日（月）

○お知らせ・情報提供

★新規事業所情報（7月1日更新分）

○かなうラボ白幡（株式会社 KANAU-LAB）　就労継続 B
住所：さいたま市南区白幡5－6－20　ウイングビル102　TEL：048-755-9725

○ウェルリンク（株式会社ウェルリンク）　就労継続 B
住所：さいたま市見沼区大和田2－778　TEL：048-793-4327

○就労支援A型　あじさい（合同会社あじさい）　就労継続 A
住所：さいたま市浦和区常盤9－34－17　キノビル2階　TEL：048-823-3777

○トワエールさいたま（合同会社トワイズム）　就労継続 B 型
住所：さいたま市北区宮原町2－32－5　島村第三ビル2F　TEL：090-6483-7225

○事業所へ問い合わせをしたり見学をしたりする場合は、担任までその旨をお伝えください。
○保護者から企業への直接の問い合わせはできません。御遠慮ください。
○事業所のパンフレットは学校からの配布物ではありません。事業所より配布を依頼されたものに限って配布をしています。また、希望する進路先を問わず平等に配布しています。